平成26年第3回(6月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成26年6月13日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年6月13日 午前9時00分開会

日程第1 議案第 34号 平成26年度川南町一般会計補正予算(第2号) 議案第 35号 平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 日程第2 日程第3 議案第 36号 平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 請願第 1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書 日程第4 発議第 2号 手話言語法制定を求める意見書について 追加日程 第1 日程第5 議員派遣の件について 日程第6 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 日程第7

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君 2番 河野 幸夫 君 4番 川 上 3番 濱本 義則 昇 君 君 5番 林 光 政 君 6番 川越 忠明 君 7番 内藤 逸子 君 8番 児玉 助壽 君 9番 米山 知子 君 10番 税 田 榮 君 11番 山 下 壽 君 12番 德弘 美津子 君 13番 竹 本 修 君

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

| 町 長 | Η | 髙 昭 | 彦 | 君 | 副町長 | 山 村 | 晴 雄 | 君 |
|--------|---------------------------------------|-----|---|---|----------------|-----|-----|---|
| 教育長 | | 村 | 誠 | 君 | 会計管理者· 会計課長 | 橋 本 | 正夫 | 君 |
| 総務課長 | 諸 | 橋 | 司 | 君 | まちづくり課長 | 永 友 | 尚 登 | 君 |
| 産業推進課長 | :押 | 川義 | 光 | 君 | 農地課長 | 新倉 | 好 雄 | 君 |
| 建設課長 | 村 | 井 俊 | 文 | 君 | 環境水道課長 | 大 山 | 幸 男 | 君 |
| 町民健康課長 | = | 角博 | 志 | 君 | 教育課長 | 米 田 | 政彦 | 君 |
| 福祉課長 | ····································· | 原 | 浩 | 君 | 税務課長 | 杉尾 | 英 敏 | 君 |
| 代表監査委員 | 中 | 村 | 守 | 君 | | | | |

午前9時00分開会

〇議長(竹本 修君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議 事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。 全員、議員控え室に移動願います。

午前9時1分休憩

.....

午前9時45分開会

〇議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第34号 「平成26年度川南町一般会計補正予算(第2号)」

日程第 2 議案第35号 「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)」

日程第3 議案第36号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」以上、3議案を一括議題とします。

本、3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の 報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〇総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査の結果と経過について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第34号 平成26年度川南町一般会計補正予算(第2号)、議案第35号 平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての2議案です。6月11日において、各関係課の職員の出席を求め提案理由、補足説明を受け質疑を行い慎重に審査を行いました。議案第34号は全員賛成で可決です。議案第35号は賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第34号 平成26年度川南町一般会計補正予算(第2号)については、ふるさと振興基金については、ふるさと納税で基金に積み立てるものです。川南町の特産品のPRを兼ね「ふるさとからの贈り物」については、大都会に住んでいる川南町民の親戚や友人等にこの制度をいかに知ってもらうかがカギとなるので、町民をとおして制度を知ってもらうとよいのではないかとの意見がありました。

また、収入と支出についても担当課が違うことについても意見がありました。

臨時福祉給付金については、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されるものです。対象者へは、一人1万円が支給されます。基準日は1月1日です。

担当課では、全世帯を対象に課税世帯であるかどうかを調べるための同意書を4月14日に送付しており、現在その返信が届いてきているようです。その後、この臨時福祉給付金に該当者するかを確認して対象の世帯に申請書を送付することになります。

臨時福祉給付金請求書が提出されて、8月に口座振り込みを行う予定であり、現在事務手 続き中であります。

税務課では課税の有無についてわかっているのに個人情報保護法の関係で、こんな面倒な作業が行われています。事務の簡素化はできないのかとの意見がありましたが、国からの手順指示にしたがうことにより、担当部署は、業務がふえています。

役場の顔である町民健康課は、戸籍住民基本台帳を取り扱います。以前は正規職員が4名 配置されていましたが、4月からは、職員2名、臨時職員2名、パート職員1名の体制です。 育児休暇の方を年度当初から業務繁忙期になる箇所に配置するのはおかしいのではないか。 また、プライバシーについて懸念する意見がありました。

保健師の産休代替で雇用する場合でも資格のある人の雇用や有資格者を適材適所に配置してほしいとの意見がありました。

地域防災計画作成委託料の計上については、今回の豪雨災害の教訓を活かし町民の安心・ 安全が図れる計画にしてほしいとの意見がありました。

総務厚生常任委員会に付託されました議案第34号は、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第35号 平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、国民健康保険運営協議会に本年度の税率の改定につきまして諮問した結果「税率改定は行わず前年度と同率とすることが適当である」との答申によるものです。

また、前年度の医療費が見込みよりも低く推移したことにより繰越金が見込まれるためで もあります。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

- ○議長(竹本 修君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。
- 〇文教産業常任委員長(川上 昇君) 文教産業常任委員会に付託されました議案第34号、 議案第36号について、審査の経過と結果について報告致します。何れの議案も担当職員に出 席を求め、委員全員出席のもと審査致しました。

議案第34号 平成26年度川南町一般会計補正予算(第2号)については、歳出の主なものの内6款の農業委員会費11万76,000円は、担い手農地情報集積促進事業で本年度より設立された宮崎県農地中間管理機構より委託を受けて農地の集積を目的とした貸借や売買を斡旋し、農業者との協議や調整業務を行うための臨時職員の賃金です。10分の10の受託事業で、7月から3月までの9か月分が算出されています。また森林環境保全直接支援事業484万9,000円は、国の補助事業を活用し白鬚地区奥の町有林14haの間伐を行うものです。事業費には間伐するために整備する道路工事も含まれております。総事業費は942万9,000円ですが、この内458万円は国から補助されるものです。材木売払いで500万7,000円の収入を見込み、15万8,000円の利益が計上されています。7款の特産品PR事業については本会議の質疑時の説明の通りですが、委託先はTMO(トロントロン街づくり事業実行委員会)となっており、地元

活用を徹底するとのことでした。10款の教育総務費・事務局費171万8,000円は、町内各小中学校の県事務職員が教職員の旅費計算に利用している県の地図情報システムが更新されることになり、パソコンの更新を余儀なくされる為の費用です。川南小だけは2台ですが他の学校は各1台の更新です。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第36号 平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、予算の総額を歳入歳出それぞれ300万円追加し、歳入歳出それぞれ1億1,009万5,000円とするものです。追加された歳出の工事請負費300万円は、JA尾鈴西側の国道10号線車道拡幅工事に伴い、下水道管を移設する為の費用です。横断歩道を設けた道路西側部分の拡幅が計画されております。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第34号「平成26年度川南町一般会計補正予算(第2号)」について討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第34号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議 ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第34号「平成26年度川南町一般会計補正予算(第2号)」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〇議員(内藤 逸子君) 議案第35号 今年の3月議会でも平成26年度川南町国民健康保険 事業特別会計補正予算について反対討論いたしました。今回の補正予算についても反対の立 場から討論いたします。

国民健康保険税は、6月が本算定です。今回は、国民健康保険運営協議会の本年度の税率 改定を諮問した結果、税率改定は行わず前年度と同率とすることが適当であるとの答申によ り改定はありませんでした。川南町の国保税は、既に負担の限度を超えています。課税限度 額が4万円引き上げられます。77万円から81万円となります。また低所得者への保険料の軽減拡充として、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大し15年度からこうした軽減対象者に応じた保険者に対する財政支援の拡充も行われます。新たに2割軽減を補助対象者に加え、7割、5割、2割軽減の補助率もそれぞれ引き上げられ、低所得者が多い保険者の財政基盤を更に強化するとの動きもみられます。国民健康保険法では、その1条でこの法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。国保税の引下げのためには、法定外繰入がありますが、川南町は、この繰入がゼロです。各都道府県の被保険者一人当たりの繰入額08年度が全国平均1万143円、12年度は1万959円と増加しています。13年度はお隣の木城町で1万5,940円、高鍋町で4,752円です。宮崎県内の平均2,096円です。繰入額が増加しているのは、根底に高すぎる国保税・料を引き下げてほしいという根強い住民の要求があるからだと思います。繰入額を一機に全国平均や木城町並みとはいいませんが、その半分でも繰入れ国保料・税の改善を求めます。また、国保財政を危機に陥れ、国保料高騰と滞納者の悪循環を引き起こした元凶は、国庫負担の削減です。国庫負担を元に戻し国保料を引き下がるために国、県への働きかけを強く求めて反対討論といたします。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

これで討論を終ります。

これから議案第35号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第35号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第36号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議 ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第36号「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書につい

て」を議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書の 提出を求める請願について」の審査の結果を報告します。全員賛成で可決です。

以上、報告を終わります。

〇議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終ります。

ただ今の委員長報告は、採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について」討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから請願第1号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出 を求める請願書について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、日程についてお諮りします。

ただいま、内藤逸子議員外1名から発議第2号「手話言語法制定を求める意見書について」が提出されました。これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、順序を変更して議題と することに決定しました。

追加日程第1 発議第2号 「手話言語法制定を求める意見書について」を議題とします。 朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

〇議員(内藤 逸子君) 発議第2号 「手話言語法制定を求める意見書について」その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しています意見書を朗読して提案理由といたします。

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文

法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に 大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた 長い歴史があった。

2006 (平成18) 年12月に採択された国連の障害者権利条約では、「手話は言語」であることが明記されている。わが国ではこの条約を2013 (平成25) 年12月4日に批准した後、2014 (平成26) 年1月20日に国連に寄託し、同年2月19日に発効している。

この障害者権利条約の批准に先立ち、日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月13日

宮崎県川南町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

衆議院議長 伊吹 文明 殿

参議院議長 山崎 正昭 殿

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申しあがます。

〇議長(竹本 修君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから発議第2号「手話言語法制定を求める意見書について」討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第2号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御意義ありませんか。

[「なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 「手話言語法制定を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いた いと思いますが、これに御意義ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに 決定しました。

日程第5 「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配布しました 議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定を いたしました。

日程第6 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第7 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成26年第3回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午前10時12分閉会

.....